

平成22年度
地域密着型サービス事業者集団指導研修資料

平成22年6月
広 島 市

目 次

I 共通事項

| | | |
|-----------------------------------|-----|----|
| 1 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要 | ・・・ | 1 |
| 2 都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について | ・・・ | 6 |
| 3 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について | ・・・ | 7 |
| 4 平成21年度介護報酬改正における主な新規の加算等の概要について | ・・・ | 9 |
| 5 災害時の報告について | ・・・ | 11 |
| 6 事故発生時の対応について | ・・・ | 13 |
| 7 介護保険サービスに係る医療費控除について | ・・・ | 17 |
| 8 「その他の日常生活費」に係る留意事項について | ・・・ | 18 |
| 9 運営推進会議の開催について | ・・・ | 19 |
| 10 運営推進会議における消防関係者の出席要請について | ・・・ | 21 |
| 11 防火設備の補助拡大について | ・・・ | 27 |
| 12 外部評価の実施回数の特例措置について | ・・・ | 28 |
| 13 居宅サービス事業者等指定取消について | ・・・ | 29 |

II 夜間対応型訪問介護

| | | |
|----------------------------|-----|----|
| 1 変更届出書及び体制届出書等の提出について | ・・・ | 33 |
| 2 留意事項について | ・・・ | 33 |
| 3 Q&A | ・・・ | 34 |
| 《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧 | ・・・ | 37 |

III 認知症対応型通所介護

| | | |
|----------------------------|-----|----|
| 1 変更届出書及び体制届出書等の提出について | ・・・ | 39 |
| 2 留意事項について | ・・・ | 39 |
| 3 Q&A | ・・・ | 41 |
| 《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧 | ・・・ | 46 |

IV 小規模多機能型居宅介護

| | | |
|------------------------------|-----|----|
| 1 変更届出書及び体制届出書等の提出について | ・・・ | 48 |
| 2 留意事項について | ・・・ | 48 |
| 3 Q&A | ・・・ | 49 |
| 《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧 | ・・・ | 58 |
| 《参考》障害児（者）の受け入れ事業について（厚労省通知） | ・・・ | 60 |

V 認知症対応型共同生活介護

| | | |
|-------------------------------------|-----|-----|
| 1 変更届出書及び体制届出書等の提出について | ・・・ | 84 |
| 2 認知症対応型共同生活介護事業所における居室の空き状況の報告について | ・・・ | 84 |
| 3 留意事項について | ・・・ | 84 |
| 4 Q&A | ・・・ | 87 |
| 《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧 | ・・・ | 102 |

VI 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

| | | |
|----------------------------|-----|-----|
| 1 変更届出書及び体制届出書等の提出について | ・・・ | 106 |
| 2 留意事項について | ・・・ | 106 |
| 3 Q&A | ・・・ | 107 |
| 《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧 | ・・・ | 117 |

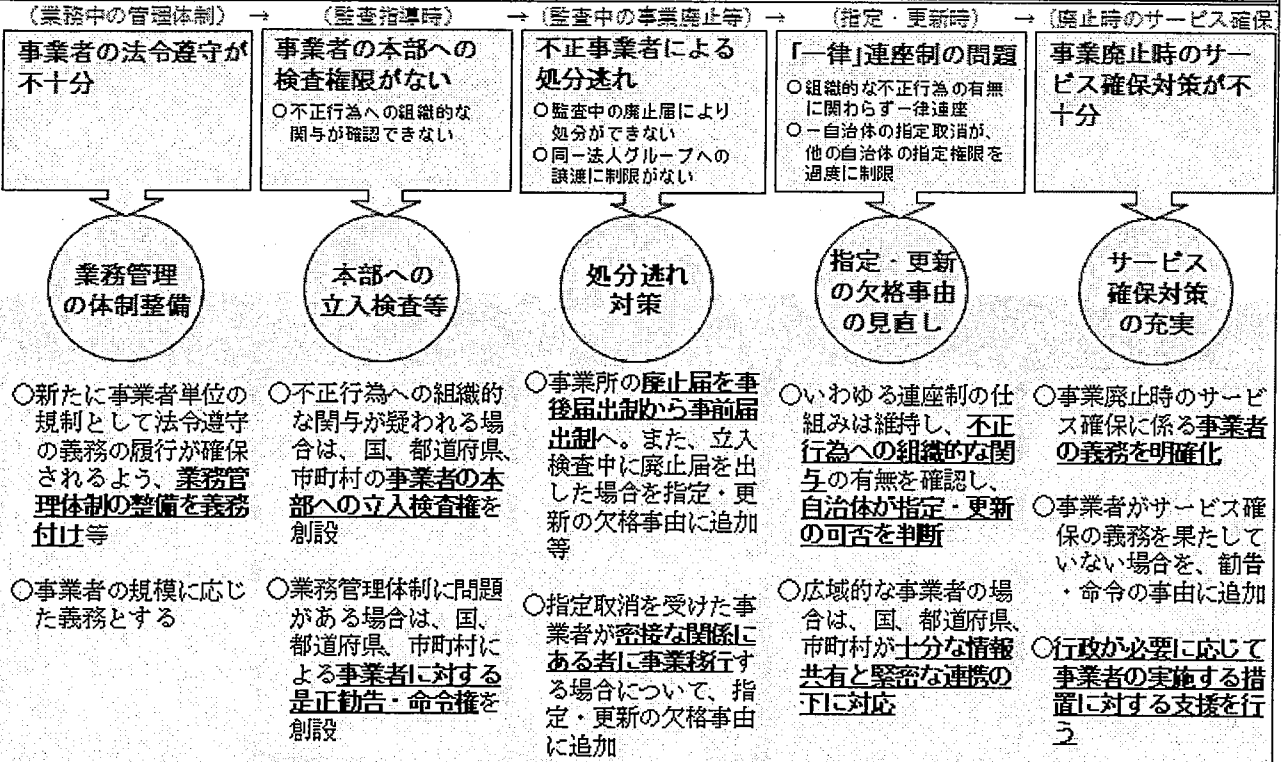
I 共通事項

I 共通事項

1 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。



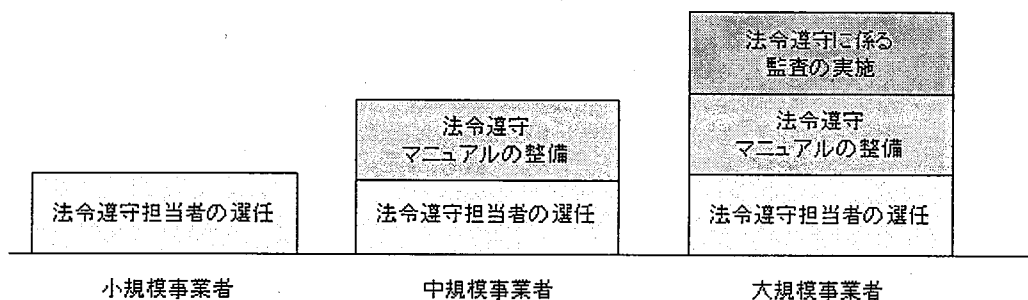
施行期日:平成21年5月1日

1

業務管理体制の整備

○法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(法令遵守等の業務管理体制整備の例)



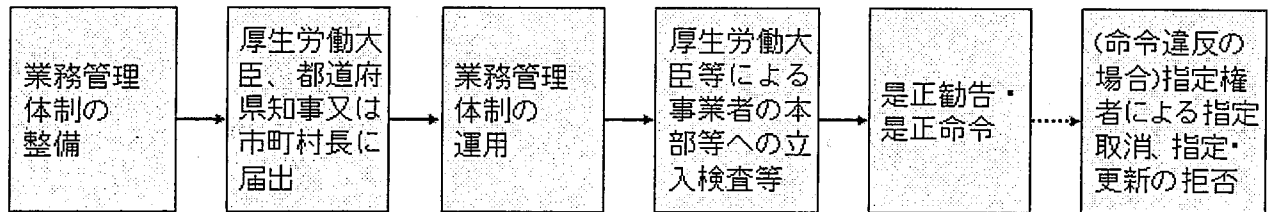
届出先

| 区分 | 届出先 |
|---|--------|
| ① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村長 |
| ③ ①及び②以外の事業者 | 都道府県知事 |

事業者の本部等への立入検査等

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



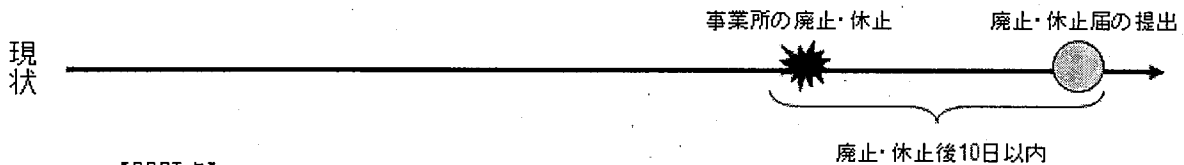
【検査の視点】

- ・業務管理体制の整備及び取組状況
- ・組織的な不正行為の有無 等

※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

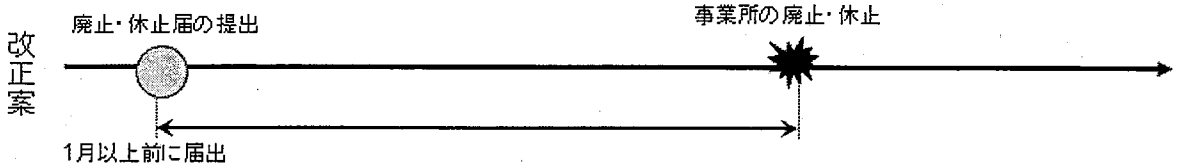
処分逃れ対策①(事前届出制の導入)

○ 事業の廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届が提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。



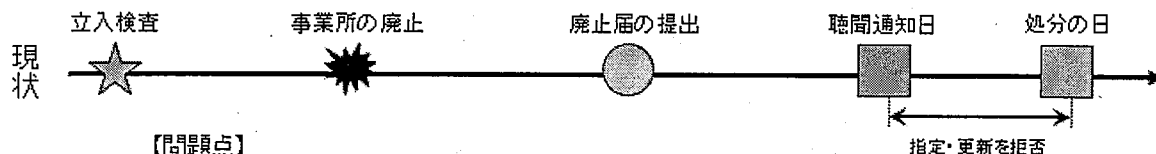
【効果】

- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

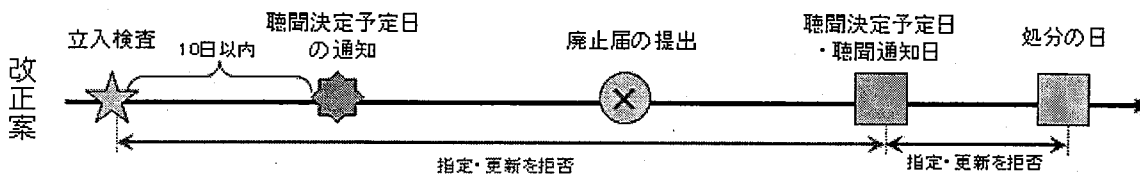
※ 老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等老人福祉法上の廃止・休止届出についても合わせて同様の見直しを行う。

処分逃れ対策②(立入検査中の廃止届の制限)

○ 立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【問題点】
 聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。
 ※ 聴聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



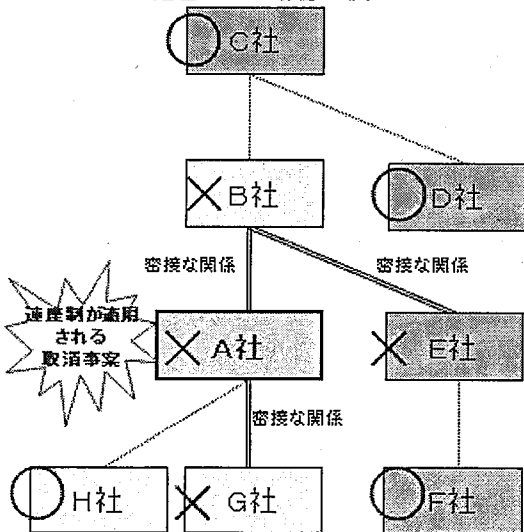
【効果】
 監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
 → 処分逃れを防止

処分逃れ対策③

(密接な関係にある者が指定取消を受けた場合の指定・更新拒否)

○ 申請者(法人に限ると同一法人グループに属する法人であって、密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。

同一法人グループ内で指定・更新が拒否される場合の例



×: 指定・更新の拒否
 ○: 指定・更新が可能

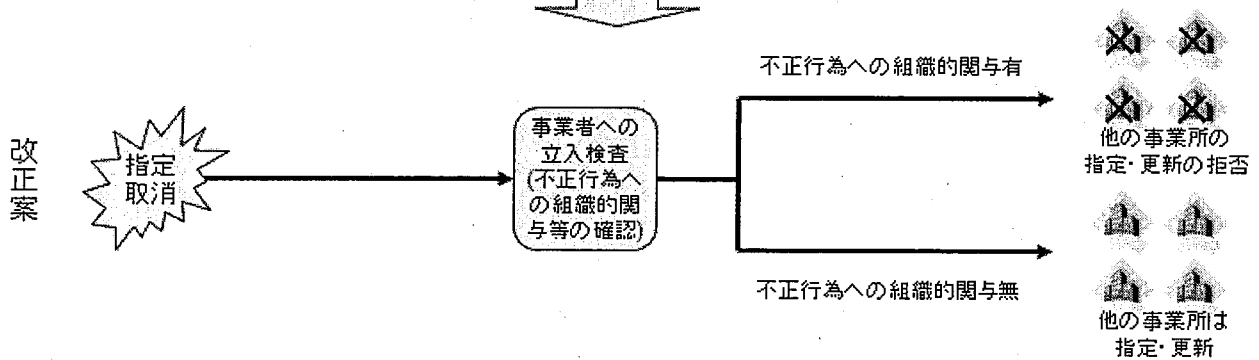
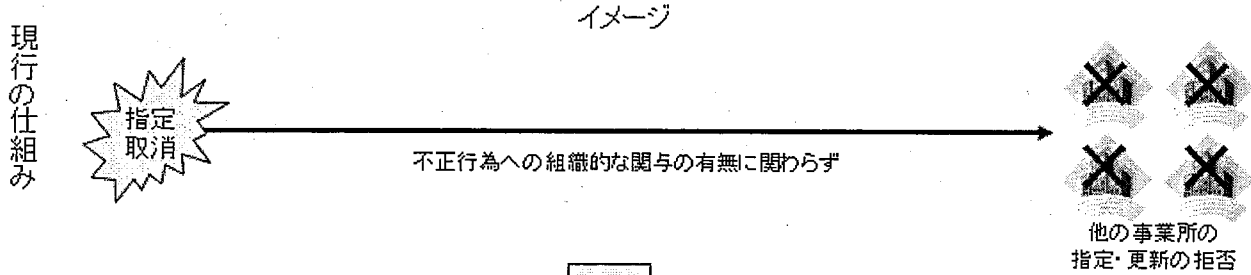
次のすべての要件に該当する場合、指定・更新が拒否される。

- (1) 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- (2) 申請者と密接な関係にある法人であること
- (3) 連座制が適用される取消事案であること

※ 申請者と密接な関係にあるか否かは、指定・更新時に判断する。

指定・更新の欠格事由の見直し①

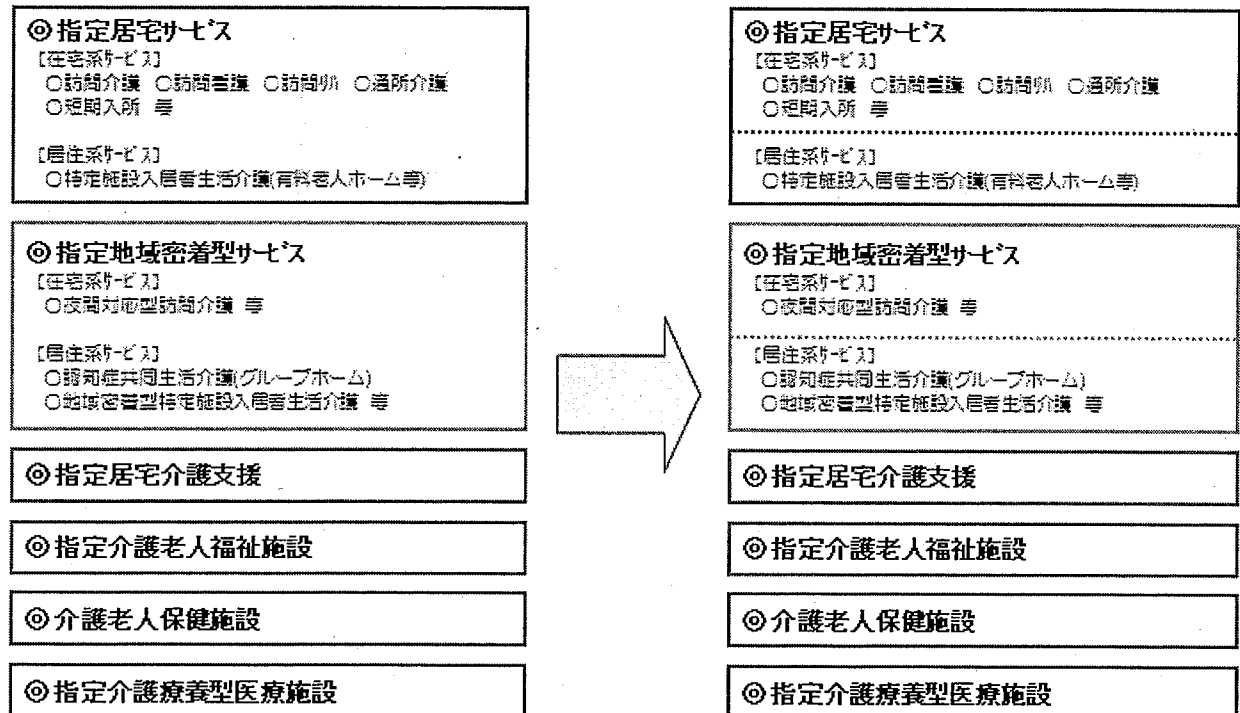
○ いわゆる連座制の仕組みは維持し、事業者の本部等への立入検査により、組織的な不正行為への関与がある場合は、他の事業所の指定・更新を拒否する。ただし、組織的な関与が確認されない場合は、他の事業所の指定・更新を行う。



※ 指定取消事案が生じた場合、業務管理体制の指導監督を行う者は事業者の本部等へ立入検査を行い、不正行為への組織的関与の有無及びいわゆる連座制が適用される範囲を確定させる。

指定・更新の欠格事由の見直し②

○ 居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム等)は、他の居宅系サービス(訪問介護等)と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きいため、連座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する。



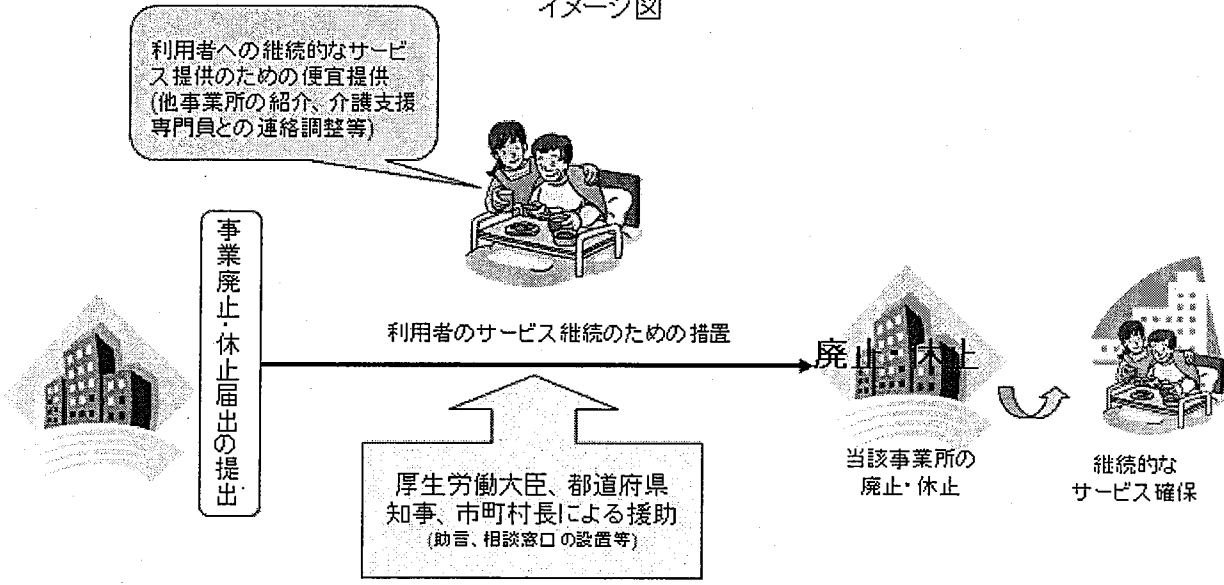
※1 いわゆる連座制は、上記の類型内で適用される。

※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施。

事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うことができることとする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に勧告・命令をすることができることとする。

イメージ図



介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

- 返還金等の回収について、手続きを簡素化し、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする。

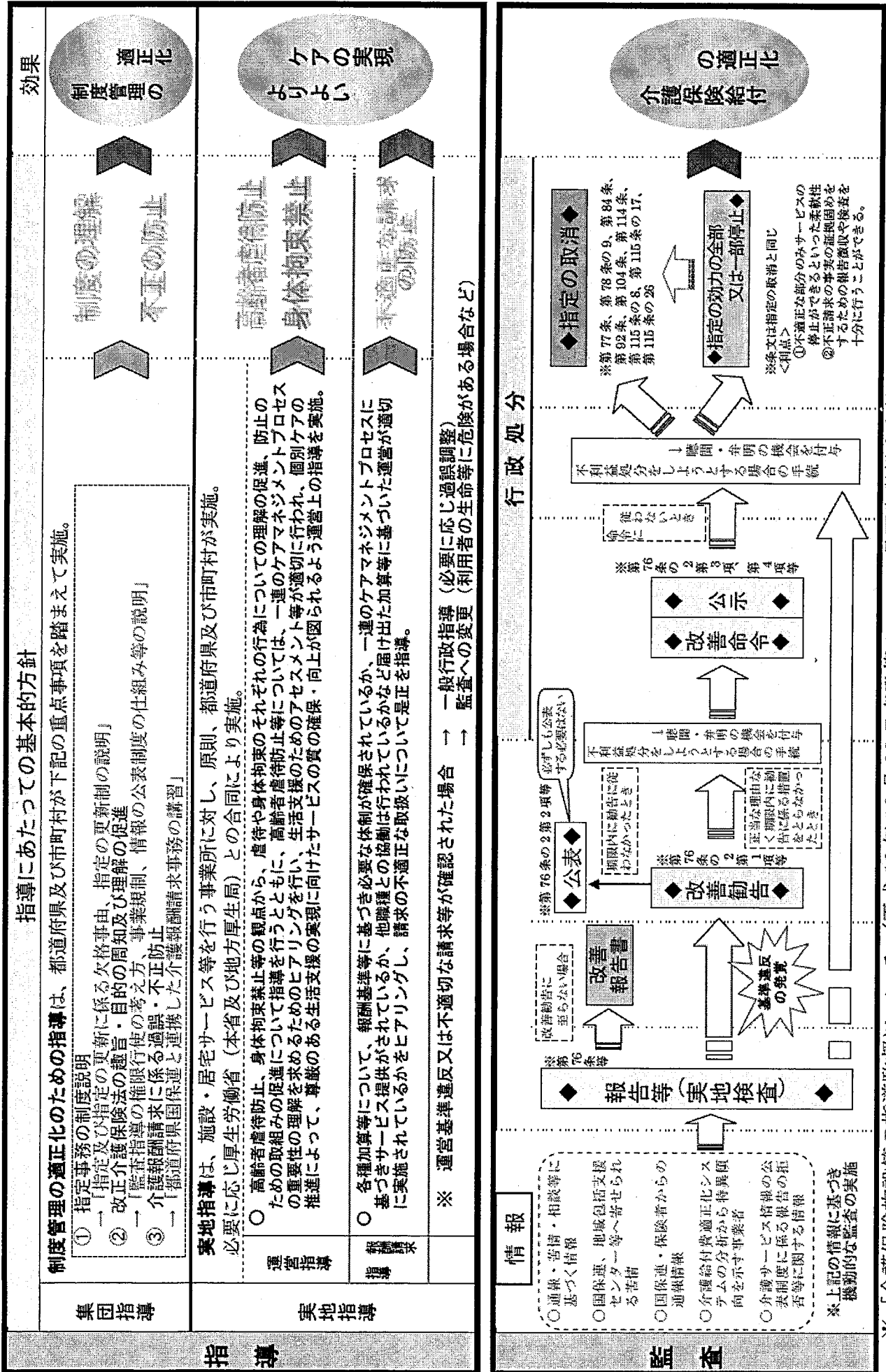
現行法と改正法比較

| | 現行法 | 改正法 |
|--------|---------------------------|---|
| 内容 | 返還金及び加算金 | 返還金及び加算金を徴収金と位置付け |
| 法的性格 | 民事上の債権 (民法第703条、第704条) | 公法上の債権 (介護保険法第144条、 地方自治法第231条の3) |
| 債権回収手段 | 民事上の執行手続(※1) | 滞納処分(※2) |
| 債権の順位 | 一般債権と同列 | 国税、地方税の次 |

※1 市町村は裁判所に申し立て、裁判所又は執行官が強制執行等を行うこととなる。裁判費用、裁判に要する時間等様々なコストがかかるため、地方自治体が容易には使用しにくい。

※2 督促しても納付しない場合、財産の差押等一連の手続で不正に取得した介護報酬を強制徴収することとなる。

都道府県・市町村が実施する指導・監査について



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）